平成２４年（フ）第１１７１号
福岡県筑紫野市塔原東５丁目10番23号　グレース塔原Ｃ101号
破産者　川添　幸一
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目３番20号　エトワールのぞみＥ棟104、開始決定時の住所北海道苫小牧市明徳町１丁目32番３号
破産者　石動　和博
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７９号
富山県氷見市地蔵町18番４号
破産者　牧野　幸光
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第６０号
長野市三輪９丁目48番17―301号　マンシオーネ・アサール、破産手続開始決定時の住所長野市大字柳原1695番地１
破産者　山田　雅春
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
長野市三本柳西２丁目73番地
破産者　和田　貴弘
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1265番地38、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地ハ
破産者　山本　富子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1265番地38、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地ハ
破産者　山本　照子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1265番地１
破産者　山本　豊子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
長野市大字南堀465番地７
破産者　武士　光雄
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４５号
大阪府守口市大日東町４番Ｅ―1504号、従前の住所兵庫県三木市自由が丘本町３丁目109番地
破産者　山本　浩史
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０３号
福岡県筑紫野市大字筑紫938番地39
破産者　山口　和彦
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９号
佐賀市八丁畷町３番１号、申立時の住所佐賀県鳥栖市江島町3435番地５
破産者　水流　利徳
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
佐賀県佐賀市兵庫町大字渕2391番地１
破産者　古賀かの子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３７号
札幌市南区南沢６条３丁目５番１号
破産者　細井　正章
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５４号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目３番８―102号
破産者　齊藤久美子
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２３号
札幌市清田区平岡８条１丁目１番31号　サンパレス平岡Ⅲ―102号
破産者　高林真由美
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
秋田県由利本荘市鳥海町小川字下田表67番地１
破産者　佐藤　雅隆
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３３９号
埼玉県三郷市鷹野１丁目193番地１
破産者　北舘　和彦
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
埼玉県吉川市吉川団地５番２号503、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目６番地３
破産者　田中　　浩
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係